

MAX

ENGINEERED FOR
PERFORMANCE

第92回定時株主総会

招集ご通知

開催情報

会場

当社本店 8階会議室

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

日時

2023年6月28日(水曜日)

午前10時(受付開始 午前9時)

決議事項

第1号議案： 剰余金処分の件

第2号議案： 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
6名選任の件

第3号議案： 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を
除く。)に対する譲渡制限付株式の付与
のための報酬決定及び取締役(監査等委
員である取締役を除く。)報酬額改定の件

第4号議案： 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
に対する役員賞与支給の件

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意は
ございません。何卒ご理解くださいますようお願い
申し上げます。

マックス株式会社

(証券コード：6454)



株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

マックスは、『人』が尊重され、『人』が成長することにより、会社も成長すると考えており、社是の実現に向けた経営基本姿勢として「いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す」と定めております。

今年度は、3か年の中期経営計画の仕上げの年でもあり、新たな中期経営計画を立案していく年でもあります。役員・社員一人ひとりが社是を正しく理解・実践し、事業活動を通じて社会課題の解決を図り、株主のみなさま、お客さまをはじめとするステークホルダーとともに持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

引き続き、株主のみなさまの一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長
黒沢 光照

社 是

- 一、良い製品を責任をもって供給する
- 一、全従業員の生活の向上と
人材の養成に努める
- 一、社会に奉仕し、文化に貢献する
堅実な前進を期する

経営基本姿勢

- いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す
1. ガラス張りの経営に徹する
 2. 全員参画の経営に徹する
 3. 成果配分の経営に徹する

株主のみなさまへ

証券コード 6454
(発送日) 2023年5月29日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月23日
東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
マックス株式会社
代表取締役社長 黒 沢 光 照

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.max-ltd.co.jp/about/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6454/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「マックス」又は「コード」に当社証券コード「6454」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使についてのご案内

当日
ご欠席の場合



インターネット等にて議決権を行使いただく場合

お手元のパソコン、スマートフォン、携帯電話から議決権行使専用ウェブサイト下記URLにアクセスしていただき、画面案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

》》》 <https://www.web54.net>

行使期限

2023年6月27日（火曜日）午後5時30分入力分まで

インターネット等による議決権行使の方法については4ページをご参照ください。



郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）午後5時30分到着分まで

当日
ご出席の場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時

開催日時

2023年6月28日(水曜日)午前10時
(受付開始時刻 午前9時)

開催場所

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
当社本店 8階会議室

目的事項

報告事項

1. 第92期(自2022年4月1日 至2023年3月31日) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期(自2022年4月1日 至2023年3月31日) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案: 剰余金処分の件
- 第2号議案: 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第3号議案: 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬額改定の件
- 第4号議案: 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する役員賞与支給の件

以上

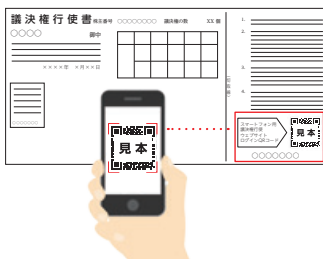
- 会社法改正により、電子提供措置事項について2ページ記載の各ウェブサイトアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主さまに限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
2024年6月開催予定の第93回定時株主総会以降における当社の対応につきましては、その内容が決まり次第、別途ご案内いたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
 - ② 株式会社の支配に関する基本方針
 - ③ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ④ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
 したがいまして、本書類は、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、2ページ記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- その他、株主さまへのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.max-ltd.co.jp/about/ir/stock/meeting.html>)に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号
議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりであります。

期末配当に関する事項

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけ、利益配分に関する基本方針を「事業活動による利益を持続的な成長により拡大し、長期安定的に利益配分を行うこと」と定めております。

これに基づく配当政策を「連結決算を基準に、純資産配当率3.5%を下限として配当性向50%を目指す」と定めており、当期の状況を踏まえて、当期の期末配当は前期から14円増配の1株につき78円とさせていただきたいと存じます。

1

配当財産の種類……金銭

2

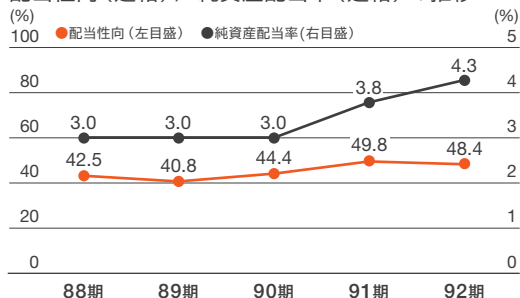
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
……当社普通株式1株につき78円 総額3,689,567,778円

3

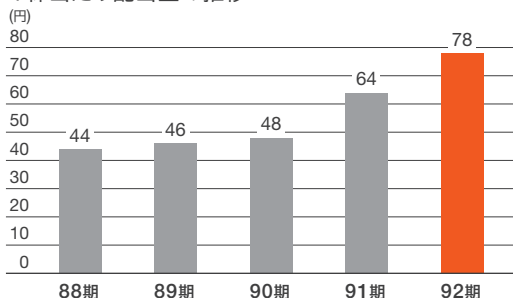
剰余金の配当が効力を生ずる日……2023年6月29日

ご参考

配当性向(連結)／純資産配当率(連結)の推移



1株当たり配当金の推移



取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じであります。）4名の任期は、本総会終結の時をもって満了いたします。つきましては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名諮問委員会の答申を経た取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会として事前に検討いたしました。特段反対すべき問題は見受けられません。

	氏名	現在の当社における地位 及び担当	取締役会 出席状況
1 再任	やまもと まさひと 山本 将仁	常務取締役 上席執行役員営業本部長兼インダストリアル 機器セグメント担当	17/17回
2 再任	おがわ たつし 小川 辰志	常務取締役 上席執行役員生産本部長	17/17回
3 再任	かく よしひろ 角 芳尋	常務取締役 上席執行役員経営企画室長兼IR広報・ESG 推進、人事、システム統括担当	17/17回
4 新任	いし い ひでゆき 石井 英之	執行役員生産本部生産本部室長	—
5 新任	かとう こうじ 加藤 浩二	執行役員開発本部長兼住環OP設計部長	—
6 新任 社外	くらさわ か こ 倉澤 佳子	—	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 倉澤佳子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合に、法令の定める最低責任限度額とする契約を締結できる旨を定款で定めており、社外取締役候補者の倉澤佳子氏が選任され就任した場合は、当社との間で、当該定款の定めに基づき、上記責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約であります。なお、候補者全員は選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、2024年1月の更新時においても同様の内容で更新を予定しております。

5. 当社は、社外取締役候補者の倉澤佳子氏が選任され就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行う予定です。なお、同氏は、当社の社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。基準の詳細は、11ページ「社外取締役の独立性に関する基準」に記載しております。

6. 倉澤佳子氏の戸籍上の氏名は、黒田佳子であります。

候補者番号

1

やまもと まさひと
山本 将仁

(1964年3月19日生) 59歳

再任

取締役在任期間 3年 所有する当社の株式 13,200株

取締役候補者とした理由

山本 将仁氏は、生産技術部門を経て、米国販売子会社社長を経験するなど、技術及び海外マーケットに関する深い知見があり、2017年から海外営業部長を、2020年から営業本部長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

おがわ たつし
小川 辰志

(1964年9月9日生) 58歳

再任

取締役在任期間 3年 所有する当社の株式 10,600株

取締役候補者とした理由

小川 辰志氏は、インダストリアル機器部門の開発設計業務を通じて技術的知見を深耕し、研究開発部長や開発本部開発設計部長などを経て、2017年から開発本部長を、2021年から生産本部長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年	4月	当社入社
2007年	4月	同営業本部海外営業部付MAX USA CORP.代表取締役社長
2014年	5月	同営業本部RB事業推進室長代理
2015年	10月	同営業本部海外営業部 IP DIVISION部長兼RB事業推進室長
2017年	4月	同執行役員営業本部海外営業部長兼IP DIVISION部長兼RB事業推進室担当
2018年	4月	同執行役員営業本部海外営業部長兼IP DIVISION部長兼RB事業推進室担当兼インダストリアル機器セグメント担当
2018年	10月	同上席執行役員営業本部インダストリアル機器セグメント担当兼海外営業部長兼IP DIVISION部長兼RB事業推進室担当
2020年	6月	同取締役上席執行役員営業本部長
2021年	4月	同常務取締役上席執行役員営業本部長
2023年	4月	同常務取締役上席執行役員営業本部長兼インダストリアル機器セグメント担当、現在に至る

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年	4月	当社入社
2010年	10月	同開発本部第1設計グループ部長代理
2012年	10月	同開発本部開発設計部第1設計グループ部長
2013年	10月	同研究開発部長
2015年	4月	同執行役員開発本部開発設計部長兼設計品質グループ部長
2017年	4月	同執行役員開発本部長兼開発設計部長兼設計品質グループ部長
2019年	10月	同上席執行役員開発本部長兼開発設計部長兼設計品質グループ部長
2020年	6月	同取締役上席執行役員開発本部長
2021年	6月	同常務取締役上席執行役員生産本部長、現在に至る

候補者番号

3

かく
角 よしひろ
芳尋

(1961年10月1日生) 61歳

再任

取締役在任期間 2年 所有する当社の株式 17,600株

取締役候補者とした理由

角 芳尋氏は、営業部門及び経営企画部門における業務遂行を通じて、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。また、海外営業部長の経験から国際感覚も豊かであり、これらの経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

いしい ひでゆき
石井 英之

(1963年6月8日生) 59歳

新任

所有する当社の株式 8,900株

取締役候補者とした理由

石井 英之氏は、インダストリアル機器部門における生産技術部門での業務実践を通じて生産技術に関する知見を高めた後、2014年からタイ生産子会社社長を務め、現在は生産の管理系部門を統括しており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しております。この経験を活かし、取締役として当社グループの経営の執行と監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年	4月	当社入社
2011年	4月	同経営企画室長
2012年	4月	同執行役員経営企画室長
2013年	6月	同取締役執行役員経営企画室長
2013年	10月	同取締役執行役員営業本部海外営業部長
2015年	6月	同監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役退任、主幹執行役員営業本部海外営業部長
2017年	4月	同主幹執行役員営業本部販売統括部長
2018年	4月	同主幹執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼販売統括部長
2018年	10月	同上席執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼販売統括部長
2021年	4月	同上席執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼事業管理グループ部長、販売統括部長
2021年	6月	同取締役上席執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼事業管理グループ部長、販売統括部長
2021年	10月	同取締役上席執行役員経営企画室長兼IR広報・ESG推進、内部監査、人事、システム統括担当
2022年	4月	同常務取締役上席執行役員経営企画室長兼IR広報・ESG推進、内部監査、人事、システム統括担当
2022年	10月	同常務取締役上席執行役員経営企画室長兼IR広報・ESG推進、人事、システム統括担当、現在に至る

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年	4月	当社入社
2014年	4月	同生産本部付MAX (THAILAND) CO., LTD.代表取締役社長
2019年	10月	同執行役員生産本部付MAX (THAILAND) CO., LTD.代表取締役社長
2020年	4月	同執行役員生産本部生産・物流システム部長
2020年	10月	同執行役員生産本部生産本部室長、現在に至る

候補者番号

5

かとう こうじ
加藤 浩二

(1965年3月1日生) 58歳

新任

所有する当社の株式 5,900株

取締役候補者とした理由

加藤 浩二氏は、当社入社後、インダストリアル機器部門での開発設計業務を通じて、インダストリアル機器の技術的知見を高めました。そして、2021年から開発設計部長及び開発本部長の職務を通じて当社グループの全般の研究開発をリードしており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しております。この経験を活かし、取締役として当社グループの経営の執行と監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

くらさわ かこ
倉澤 佳子

(1963年12月29日生) 59歳

新任

社外

所有する当社の株式 0株

社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

倉澤佳子氏は、前職及び現職において、サステナビリティ関連の業務に携わっており、サステナビリティに関する専門的な知見を持っているだけでなく、製造業における海外の勤務経験もあることから、これらの知見及び経験を当社の経営に生かしていただけると期待し、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

なお、倉澤佳子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年	10月	当社入社
2013年	10月	同開発本部開発設計部第6設計G部長代理
2015年	4月	同開発本部開発設計部第3設計G部長代理
2017年	10月	同開発本部開発設計部第3設計G部長
2021年	4月	同執行役員開発本部開発設計部長
2021年	6月	同執行役員開発本部長兼開発設計部長
2022年	4月	同執行役員開発本部長兼住環OP設計部長、現在に至る

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年	4月	株式会社小松製作所入社
2009年	4月	同社CSR室長
2019年	4月	一般財団法人国際開発機構 (FASID) 評議員 現在に至る
2021年	4月	株式会社小松製作所サステナビリティ推進本部 副本部長兼CSR室長
2022年	9月	東京海上ホールディングス株式会社経営企画部 サステナビリティ室プリンシパル、現在に至る

(重要な兼職の状況)

東京海上ホールディングス株式会社経営企画部
サステナビリティ室プリンシパル
一般財団法人国際開発機構 (FASID) 評議員

(参考情報)

取締役のスキル・マトリックス (株主総会終了後)

	氏名	当社における地位	企業基本機能							当社戦略	
			企業 経営	営業/ 販売	技術	サステナ ビリティ	会計	法務	人事	グローバル ビジネス	企画/ 新規
1	小川辰志	代表取締役社長	◎		◎						○
2	角芳尋	専務取締役	◎	◎			◎			◎	◎
3	山本将仁	常務取締役	◎	◎	◎					◎	○
4	石井英之	取締役	◎		◎					◎	
5	加藤浩二	取締役			◎						◎
6	倉澤佳子	社外取締役				◎				◎	◎
7	中村智彦	取締役 常勤監査等委員		◎							
8	平田稔	社外取締役 監査等委員					◎				
9	神田安積	社外取締役 監査等委員						◎	◎		
10	木内昭二	社外取締役 監査等委員						◎			

※経験年数3年以上を「◎」、2年以上を「○」としています。

※人事には、他社での指名・報酬委員会の経験を含んでいます。

社外取締役の独立性に関する基準

当社は、当社の社外取締役及び社外取締役候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外取締役及び社外取締役候補者が当社から独立性を有している者と判断する。

1. 現在又は就任前10年間に於いて、当社又は当社の子会社（以下「マックスグループ」という。）の業務執行取締役^{<注1>}又は使用人となったことがないこと。また、その就任前10年内のいずれかの時に於いてマックスグループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことがある者にあつては、それらの役職への就任前10年間に於いて、マックスグループの業務執行取締役又は使用人となったことがないこと。
2. 現在又は就任前10年間に於いて、当社大株主^{<注2>}若しくは大株主の親会社等若しくは子会社等、又はそれらが会社である場合における当該会社の取締役、執行役、監査役、会計参与又は使用人となったことがないこと。
3. 現在又は就任前10年間に於いて、マックスグループが大株主となっている者の取締役、執行役、監査役、会計参与又は使用人となったことがないこと。
4. 現在又は就任前3事業年度に於いて、マックスグループの主要な取引先^{<注3>}又はその親会社等若しくは重要な子会社^{<注4>}、又はそれらが会社である場合における当該会社の取締役、執行役、監査役、会計参与又は使用人となったことがないこと。
5. マックスグループから就任前3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けた団体（法人、組合等）に所属した者でないこと。
6. マックスグループから取締役、執行役、監査役若しくは会計参与を受け入れている会社又はその親会社等若しくは子会社、若しくはそれらが会社である場合における当該会社の取締役、執行役、監査役、会計参与又は重要な使用人^{<注5>}でないこと。
7. 現在又は就任前3年間に於いて、マックスグループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社等若しくは重要な子会社、若しくはそれらが会社である場合における当該会社の取締役、執行役、監査役、会計参与又は使用人となったことがないこと。
8. 現在又は就任前3年間に於いて、マックスグループの会計監査人である公認会計士となったことがないこと。また、弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであつて、マックスグループから取締役・監査役報酬以外に、就任前3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬等を受領する者となったことがないこと。
9. 現在又は就任前3年間に於いて、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の団体（法人、組合等）であつて、マックスグループを主要な取引先とする団体に所属する者となったことがないこと。
10. 現在又は就任前3年間に於いて、マックスグループの会計監査人である監査法人に所属する者となったことがないこと。
11. 第1号から第10号までに該当する者の近親者^{<注6>}でないこと。ただし、第10号に該当する者の場合は、その者が、マックスグループの会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー又はマックスグループの会計監査人である監査法人の従業員であつて、マックスグループの監査業務を実際に担当（補助的な関与は除く。）したことがあるものである場合に限り。

注1.「業務執行取締役」とは、会社法第363条第1項各号所掲の取締役及び当該会社の業務を執行したその他の取締役をいう。

注2.「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を保有している者をいう。

注3.「主要な取引先」とは、マックスグループとの取引において、支払額又は受領額が、マックスグループ又は取引先の連結売上高等の相当部分を占めている企業等をいう。

注4.「重要な子会社」とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告、又はその他の公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいう。

注5.「重要な使用人」とは、部長以上の使用人をいう。

注6.「近親者」とは、配偶者、二親等以内の親族又は同居の親族をいう。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において、月額20,000,000円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております（以下「固定報酬枠」という。）。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、固定報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額48,000,000円以内（以下「株式報酬枠」という。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

また、本制度導入に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬枠を月額20,000,000円以内から月額16,000,000円以内（うち、社外取締役分3,000,000円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）に減額したいと存じます。本議案をご承認いただいた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬（使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は除く。）の構成は下表のとおりとなります。

<報酬構成>

現 行		改定後	
固定報酬（月額報酬）	月額2,000万円以内	固定報酬（月額報酬）	月額1,600万円以内（うち、社外取締役分300万円以内）
業績連動報酬（賞与）	毎年株主総会により承認	業績連動報酬（賞与）	変更なし
非金銭報酬 （譲渡制限付株式報酬）	—	非金銭報酬 （譲渡制限付株式報酬）	年額4,800万円以内

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、固定報酬枠に基づく固定報酬（月額報酬）の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）、株式報酬枠

に基づく非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の支給対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年35,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を変更する予定です。変更後の当該方針の概要は【ご参考】欄をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮し、かつ、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める報酬諮問委員会の答申を経て取締役会で決定されており、相当であると考えております。また、本議案に関し監査等委員会として事前に検討いたしました但、特段反対すべき問題は見受けられません。

なお、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

譲渡制限期間中に、対象取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合等又は重要な法令違反等の一定の事由に該当し、当社の取締役会が相当と認めた場合には、当社が当該株式を無償取得できることとするほか、本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

①基本原則

1. 中長期的な企業価値向上への貢献意識を高め、ステークホルダーとの価値共有を実現する報酬体系であること
2. 役割と責任に応じた報酬体系であること

3. 役員・社員一丸となって挑戦し、成長を目指す報酬体系であること
4. ステークホルダーへの説明責任を果たせる透明性と客観性が高い報酬体系であること

②報酬の概要

当社の役員の報酬等は、月額報酬（固定報酬）、業績連動報酬（役員賞与）及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の3つの要素から成り立っております。各報酬の割合は、前文に定める基本原則を踏まえて、役員賞与が当社の業績により変動することがあるものの、概ね固定報酬が50%、役員賞与が35%、株式報酬が15%となるよう設計をしております。

③月額報酬に関する方針

2023年6月の第92回定時株主総会で決議された報酬限度（以下「固定報酬枠」という。）内において、役員としての役割・責任に基づき役員の職位ごとに定める基準報酬額（当該基準報酬額は、役員賞与、譲渡制限付株式報酬についても共通です。）に月額報酬係数を乗じることにより月額固定報酬を設定することとしております。

④業績連動報酬等に関する方針

当社は、経営基本姿勢に定める「成果配分の経営に徹する」に基づいて、本業での利益を重視し連結営業利益額に連動した業績連動報酬（役員賞与）を採用しております（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）。業績連動報酬（役員賞与）の決定方法は、連結営業利益額をもとに算出した「成果配分利益」の28%を役員（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び従業員賞与の総原資とし、基準報酬額を基礎に社内規程に基づく計算により各人の業績連動報酬（役員賞与）を算出することとしております。

⑤非金銭報酬等に関する方針

当社は、ステークホルダーの皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。2023年6月の第92回定時株主総会において、固定報酬枠とは別枠で、年額48百万円以内とし、割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は、年35,000株と決議されております。各対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の数は、基準報酬額に、役員としての役割・責任に基づき役員の職位ごとに設けた係数を乗じることにより、各対象取締役に付与する報酬債権の金額を算出し、算出した金額に相当する株数を決定したうえで取締役会決議に基づき、付与することとしています。なお、付与に際して、付与した株式につき、対象取締役が当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した時まで譲渡等による処分を制限すること等、当社所定の譲渡制限契約を締結することとしております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、取締役会の諮問機関である独立社外取締役を過半数とする報酬諮問委員会での審議、取締役会への答申を経て、役員の職位ごとの月額報酬、株主総会

に上程する役員賞与議案、役員賞与の個人別の額及び譲渡制限付株式報酬の個人別の付与株式数等を取締役会で決議します。なお、取締役会の決議は、報酬諮問委員会の答申を尊重して行います。

⑦取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

当社の役員（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）報酬等には、非金銭報酬（譲渡制限付株式）が含まれておりますが、譲渡制限期間中に、付与対象の取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合等又は重要な法令違反等の一定の事由に該当し、当社の取締役会が相当と認めた場合には、当社が当該株式を無償取得できると等の条件を付しております。

第4号
議案取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する
役員賞与支給の件

当期における取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与として総額80,138,950円を支給することといたしたいと存じます。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給時期などは、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は事業報告32ページに記載のとおりであります。

本議案は、会社業績や各取締役の実績等を総合的に勘案しつつ、任意に設置している報酬諮問委員会の答申を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

また、本議案に関し監査等委員会として事前に検討いたしましたが、特段反対するべき問題は見受けられません。

以 上

事業報告



1. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、緩やかな回復基調が継続しました。

国内は、当社インダストリアル機器部門に関連する住宅着工戸数について、持家が前年に対して減少した一方で、賃貸・分譲が底堅く推移しました。米国は、住宅着工が冷え込んだものの、商業ビルや高速道路など非住宅市場に対する建設投資が堅調に推移しました。欧州



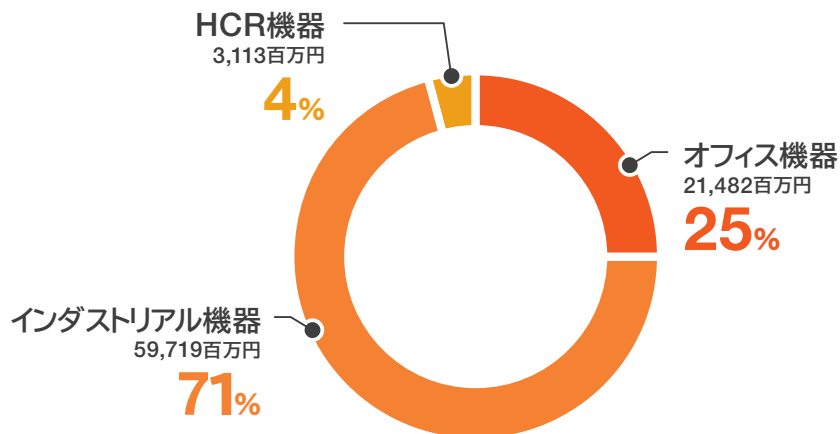
は、ウクライナ情勢の長期化やインフレに対する懸念などから景気の持ち直しに一部足踏みがみられましたが、各国の経済対策などにより緩やかな持ち直しの動きが続きました。

また、原材料価格の高騰や為替の変動が、企業収益に影響を与えました。

このような状況の下で、当期は各セグメントで売上高が増収となりました。特に人手不足と非住宅市場の堅調な市況を背景とする鉄筋結束機「ツインタイヤ」とその消耗品の好調な推移が、当期の業績を牽引しました。セグメント利益では、オフィス機器部門とインダストリアル機器部門は増益、HCR機器部門は為替の影響などから減益となりました。

売上高は843億1千6百万円（前期比14.0%の増収）、営業利益は99億2千6百万円（同32.4%の増益）となりました。経常利益は105億1千万円（同26.9%の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は76億1千9百万円（同25.1%の増益）となりました。

部門別売上高構成比



部門名		売上高	前期比増減率
オフィス機器	国内オフィス事業	7,450百万円	2.3%
	海外オフィス事業	6,145	32.3
	オートステープラ事業	7,887	19.8
	部門計	21,482	16.0
インダストリアル機器	国内機工品事業	21,312	8.5
	海外機工品事業	27,241	20.6
	住環境機器事業	11,165	8.0
	部門計	59,719	13.6
HCR機器	部門計	3,113	8.3
合計		84,316	14.0

オフィス機器部門

主要な事業内容

ホッチキス、ホッチキス針、紙針ホッチキス、電動ホッチキス、電動リムバ、オートステープラ、プラスチックリング製本機、ナンバリング、パンチ、スタンプ台、朱肉、タイムレコーダ、タイムカード、チェックライター、表示作成機、ラベルプリンタ、チューブマーカ、筆耕ソフト、筆耕マシン、平行定規などの製造・販売

国内オフィス事業

WEBセミナーや展示会を活用した提案活動により、表示作成機「ビーポップ」の販売が増加するなど、文字表示機器の販売が増加しました。

海外オフィス事業

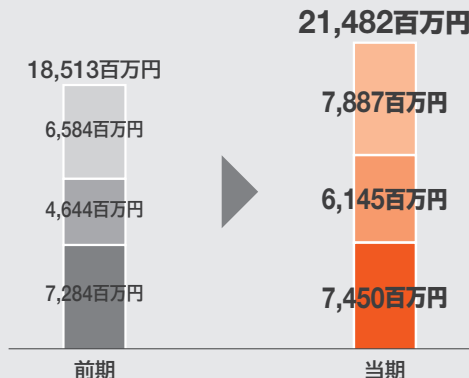
東南アジアを中心に文具関連製品の販売が増加したほか、欧州における営業体制の強化などにより、表示作成機「ビーポップ」の機械・消耗品ともに販売が増加しました。

オートステープラ事業

オフィスへの回帰が進んだことにより機械・消耗品の販売が伸長しました。一方で、第4四半期は、機械・消耗品の販売が鈍化しました。

売上高

■ オートステープラ事業 ■ 海外オフィス事業 ■ 国内オフィス事業



TOPICS

ラベルサポートサービス 「楽ラベサポート」

和洋菓子店やパン屋、弁当・総菜店などの食品小売業における食品表示ラベルの運用をサポートするサービスです。

主なサポート内容は、「ラベルレイアウトの配信」「アプリによる配信状況の確認」「ラベルデータの作成」の3種類で、お客さまが抱えるラベル作成に関わる負担や手間を軽減します。

ラベルプリンタ本体に加えて、本サポートを提供することで、さまざまな形で食品表示ラベル作成を支援していきます。



インダストリアル機器部門

主要な事業内容

釘打機、ガンタツカ、ねじ打機、ステーブル、ネイル、ねじ、エアコンプレッサ、レーザ墨出器、鉄筋結束機、コンクリート用ピン打機、ガスネイラ、ハンマドリル、充電式インパクトドライバ、充電式丸のこ、充電式ピンネイラ、野菜結束機、誘引結束機、袋とじ機、充電式剪定はさみ、浴室暖房換気乾燥機、24時間換気システム、床暖房システム、ディスプレイシステム、住宅用火災警報器などの製造・販売

国内機工品事業

生産性向上を切り口とした提案活動の推進や組織体制の整備により、鉄筋結束機「ツインタイヤ」とその消耗品の販売が増加したほか、エアコンプレッサ新製品の販売が引き続き好調に推移しました。

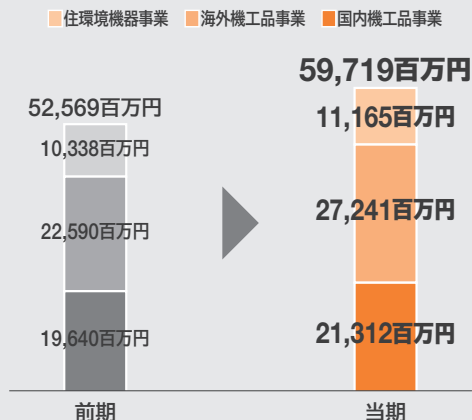
海外機工品事業

建設現場における人手不足と商業ビルや高速道路など非住宅市場に対する投資が堅調であったことを背景として、鉄筋結束機「ツインタイヤ」の消耗品の販売が増加しました。

住環境機器事業

主力の浴室暖房換気乾燥機「ドライファン」の販売が、注力しているリフォーム・リプレースのストック市場で伸長したことに加え、新築住宅市場でも伸長しました。

売上高



TOPICS

充電式鉄筋結束機「TWINTIER（ツインタイヤ）」

2017年の充電式鉄筋結束機「TWINTIER」発売以降、鉄筋結束機を中心とするコンクリート構造物向け工具の販売は、好調に推移しています。

成長市場である海外では、営業人員の増強、新規ディーラーの設置拡大や既存ディーラーの育成を図ることで、販売力の強化を進めています。国内では、鉄筋結束機の拡販に注力する組織への再編を行うとともに、現場の生産性向上を切り口とした提案活動を推進しています。

当社は、これらの取り組みを通じて、鉄筋結束機事業のさらなる成長を目指します。



HCR (Home Care&Rehabilitation) 機器部門

主要な事業内容

車いす、その他福祉用品の製造・販売

HCR機器事業

展示会などを活用した提案により、主力製品である「WAVIT」シリーズの認知度が高まり、レンタル卸向けで車いすの販売が堅調に推移したことから、増収となりました。一方で、円安の影響を受けて、収益性が悪化しました。

売上高



TOPICS

背張り調整ができる標準型車いす「ボックス(BACKS)」

チャコールグレーのクッションに加えて、ゆったり座れるように「背張り調整」の機能も付いているアルミ製の標準型車いすです。

背張り調整は、シート背面に持ち手付きの面テープが左右5か所ずつついており、利用者の状態や座り心地にあわせて調整することができます。在宅向けや病院・施設向けなど幅広く活用いただくことが可能です。

サイズは定番の座幅(40cm)×前座高(43cm)、タイヤは空気補充のいらない「ノーパンクタイヤ」でパンクを気にせずにご利用いただけます。



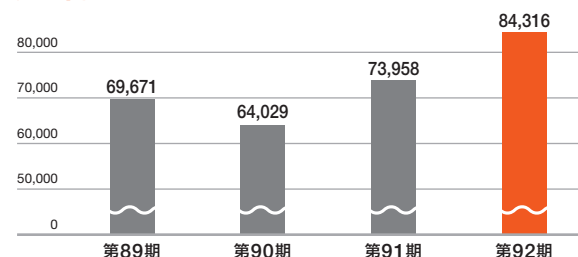
財産及び損益の状況

区分	期別	第89期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第90期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第91期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第92期(当期) (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高(百万円)		69,671	64,029	73,958	84,316
経常利益(百万円)		7,405	6,826	8,282	10,510
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		5,510	5,153	6,090	7,619
1株当たり当期純利益(円)		112.66	105.79	128.39	161.07
総資産(百万円)		99,378	102,538	109,043	116,742
純資産(百万円)		75,972	78,696	83,136	88,906

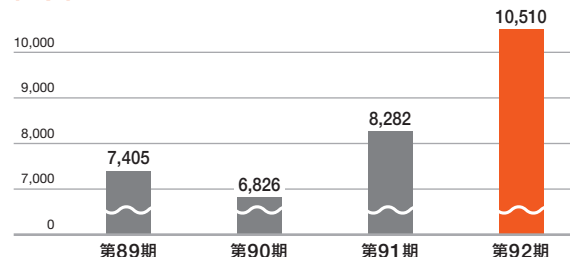
(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第91期の期首から適用しており、第91期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出しております。

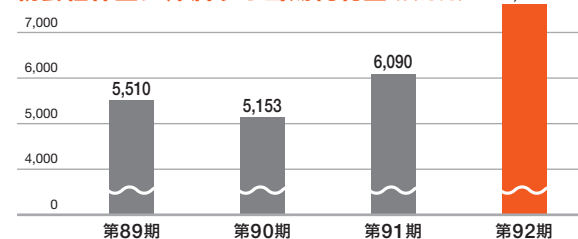
売上高(百万円)



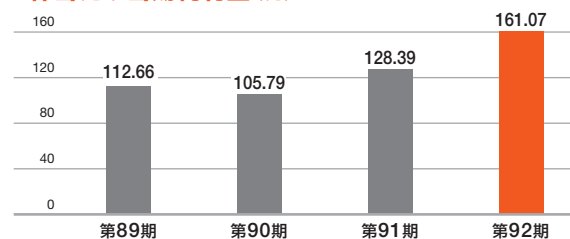
経常利益(百万円)



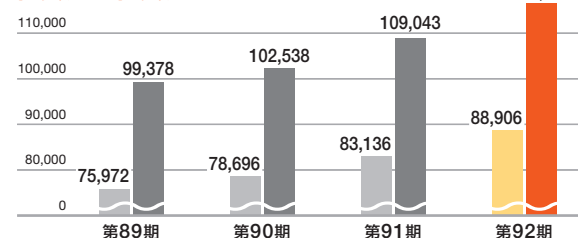
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



1株当たり当期純利益(円)



純資産/総資産(百万円)



2 対処すべき課題

過去最高の連続更新を目指す

世界経済は、社会経済活動が正常化に向かいながらも、原材料価格の高騰、インフレ等により先行き不透明な状況が続いておりますが、当期は鉄筋結束機事業の伸長により、過去最高の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益を達成することができました。

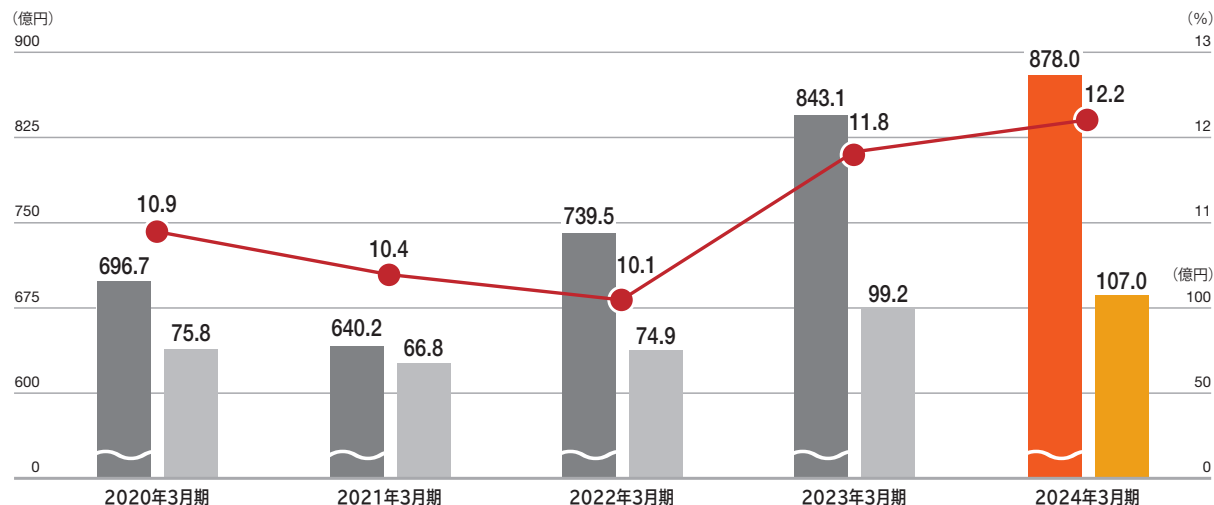
更なる飛躍に向け、次期事業計画を修正いたしました。鉄筋結束機事業を成長ドライバーとして、売上高及び各利益につき過去最高の更新を狙ってまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

全社業績指標の推移

	実績				次期事業計画	
	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	増減率(%)
売上高(億円)	696.7	640.2	739.5	843.1	878.0	+4.1
営業利益(億円)	75.8	66.8	74.9	99.2	107.0	+7.8
営業利益率(%)	10.9	10.4	10.1	11.8	12.2	
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)	55.1	51.5	60.9	76.1	77.0	+1.1
自己資本当期純利益率(ROE)(%)	7.4	6.7	7.5	8.9	8.5	

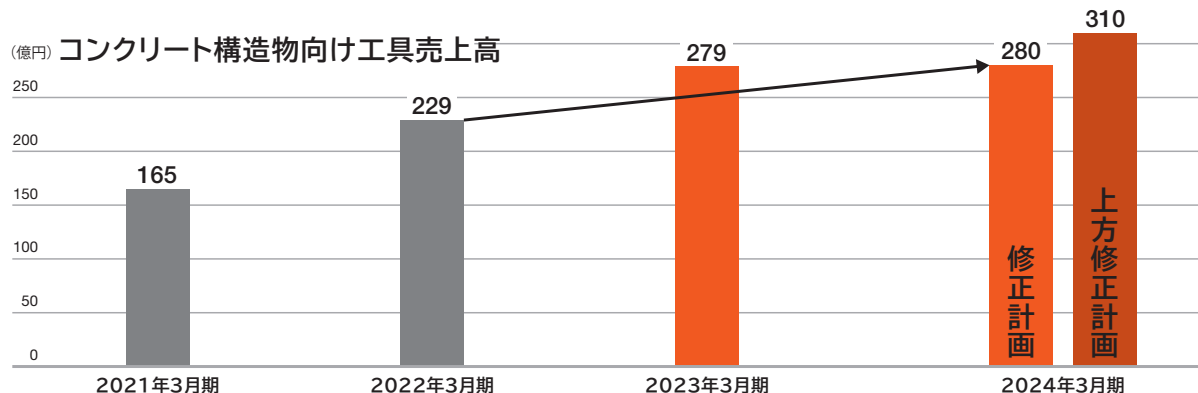
■売上高(左軸) ■営業利益(右下軸) ●営業利益率(右上軸)



次期事業計画達成に向けた課題

1. 鉄筋結束機事業、海外事業の更なる成長

最重要事業として位置付けた鉄筋結束機事業は、「TWINTIER (ツインタイヤ)」の発売以来、成長を続けています。鉄筋結束機を含むコンクリート構造物向け工具の当期実績は、当期の修正計画を前倒してほぼ達成したため、計画を上方修正いたします。欧米での販売網強化、稼働を開始したタイ新工場による確実な供給などを実践してまいります。



2. 国内事業のビジネスモデル変革による収益性維持・向上

オフィス事業は、ビーポップ、食品表示用ラベルプリンタなどの文字表示事業でICTを活用した営業活動の効率化、新たなサポートサービスによる顧客満足向上により収益性を維持します。

機工品事業は、鉄筋結束機事業での土木市場の開拓をさらに進め、コンクリート構造物向け工具の販売拡大を目指します。

住環境機器事業は、浴室暖房換気乾燥機「ドライファン」でのリフォーム・リプレイスのBtoCストックビジネスの拡大に向け、ICTを活用して、業務の効率化を進めます。

HCR事業は、高付加価値車いすの拡販、海外市場の売上拡大、中国工場の生産性改善により収益性の向上を目指していきます。

3. 新規事業の創出・探索

持続的な事業成長を実現するため、開発本部内に新技術・新規事業を企画する部門、営業本部内に新規事業を推進する部門を置き、新規事業の創出・探索に向けた活動を行います。IoT技術やソフトウェアによる価値創出及び社内公募でのビジネスコンテストなど、将来のマックスの礎となる事業創出に挑戦してまいります。

3 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は35億4千2百万円であり、その主なものはタイの第3工場建設及び本社リニューアルなどであります。

4 主要な借入先

会社名	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	800
株式会社群馬銀行	650

5 使用人の状況

	使用人数(名)	前期末比増減数(名)
国内	1,253	△3
海外	1,233	11
合計	2,486	8

6 主要な事業所等

(1) 当社

本店	東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
支店	札幌支店(札幌市)、仙台支店(仙台市)、東京支店(中央区)、名古屋支店(名古屋市)、大阪支店(大阪市)、広島支店(広島市)、福岡支店(福岡市)
開発・工場	開発本部(佐波郡)、玉村工場(佐波郡)、藤岡工場(藤岡市) ※以上群馬県

(2) 子会社

国内	マックス販売(株)(さいたま市)、マックス常磐(株)(北茨城市)、マックス高崎(株)(高崎市)、(株)カワムラサイクル(神戸市)、マックス物流倉庫(株)(高崎市)、マックスエンジニアリングサービス(株)(高崎市)
海外	MAX USA CORP.(ニューヨーク)、MAX EUROPE B.V.(オランダ)、Lighthouse(UK) Limited(イギリス)、MAX ASIA PTE.LTD.(シンガポール)、美克司香港有限公司(香港)、適庫司(上海)商貿有限公司(上海)、MAX(THAILAND) CO.,LTD.(タイ)、MAX FASTENERS(M) SDN.BHD.(マレーシア)、美克司電子機械(深圳)有限公司(広東省)、美克司電子機械(蘇州)有限公司(江蘇省)、漳州立泰医療康復器材有限公司(福建省)

7 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社カワムラサイクル	100百万円	100.0	車いす、その他福祉用品の製造・販売
MAX USA CORP.	300千USドル	100.0	事務用、建築用機器の販売
MAX EUROPE B.V.	400千ユーロ	100.0	事務用、建築用機器の販売
MAX ASIA PTE.LTD.	800千シンガポールドル	100.0	事務用、建築用機器の販売
MAX(THAILAND) CO.,LTD.	624百万タイバーツ	100.0	事務用、建築用機器の製造・販売
MAX FASTENERS(M) SDN.BHD.	8百万マレーシアリングット	86.3 (3.7)	事務用、建築用機器の製造・販売
美克司電子機械(蘇州)有限公司	53百万人民元	100.0	住環境機器の製造
Lighthouse(UK) Holdco Limited	100英ポンド	100.0	持株会社

(注) 当社の出資比率欄の()内は、間接所有割合(外数)であります。

(3) 企業結合の経過

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2023年3月31日時点)

(1) 発行可能株式総数	145,983,000株
(2) 発行済株式の総数	47,537,426株
(3) 株主数	6,649名
(4) 単元株式数	100株

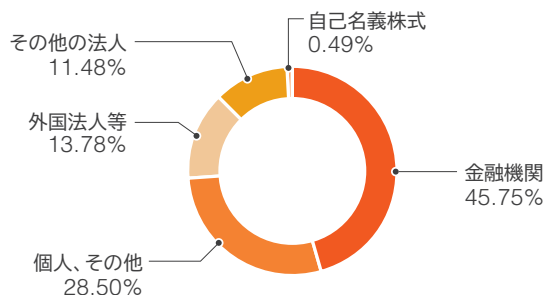
(5) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
第一生命保険株式会社	4,284	9.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,180	8.84
マックス共栄会第一持株会	3,909	8.27
日本生命保険相互会社	3,762	7.95
マックス共栄会第二持株会	3,298	6.97
株式会社みずほ銀行	2,234	4.72
株式会社群馬銀行	2,114	4.47
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,946	4.12
マックス従業員持株会	1,153	2.44
日本製鉄株式会社	1,044	2.21

(注) 持株比率については自己株式235,275株を控除して算出しております。

株式分布状況

(所有者別株式数比率) (2023年3月31日時点)



3. 会社役員に関する事項

1 取締役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒 沢 光 照	
常務取締役 上席執行役員	山 本 将 仁	営業本部長
常務取締役 上席執行役員	小 川 辰 志	生産本部長
常務取締役 上席執行役員	角 芳 尋	経営企画室長 兼IR広報・ESG推進、人事、システム統括担当
取締役 常勤監査等委員	中 村 智 彦	
社外取締役 監査等委員	平 田 稔	公認会計士平田稔事務所公認会計士 関東いすゞ自動車株式会社社外監査役 高崎信用金庫監事
社外取締役 監査等委員	神 田 安 積	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士 ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役（監査等委員）
社外取締役 監査等委員	木 内 昭 二	津の守坂法律事務所弁護士

- (注) 1. 2022年6月29日開催の第91回定時株主総会において、中村 智彦氏は監査等委員である取締役に選任され就任いたしました。
 2. 2022年6月29日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、海老 尚登氏は監査等委員である取締役に任期満了により退任いたしました。
 3. 中村 智彦氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役に除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を図るためであります。
 4. 監査等委員である取締役 平田 稔、神田 安積及び木内 昭二の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
 5. 監査等委員である取締役 平田 稔氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	変更前	変更後	異動年月日
角 芳 尋	常務取締役上席執行役員経営企画室長兼IR広報・ESG推進、内部監査、人事、システム統括担当	常務取締役上席執行役員経営企画室長兼IR広報・ESG推進、人事、システム統括担当	2022年10月1日付
山 本 将 仁	常務取締役上席執行役員営業本部長	常務取締役上席執行役員営業本部長兼インダストリアル機器セグメント担当	2023年4月1日付

2 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者の行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員等です。保険料は当社で負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

3 取締役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		月額報酬 (固定報酬)	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	182	102	80	—	4
取締役（監査等委員である取締役） （うち社外取締役）	43 (25)	43 (25)	—	—	5 (3)
合計 （うち社外取締役）	225 (25)	145 (25)	80	—	9 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含んでおりません。
 2. 業績連動報酬等は、第92回定時株主総会において決議予定の役員賞与です。
 3. 業績連動報酬等の業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに算定方法は、(3)役員報酬等の内容の決定に関する方針等③業績連動報酬等に関する方針に記載のとおりです。なお、当該指標となる当事業年度における成果配分利益の実績は14,338百万円であります。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において月額20,000,000円以内とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするを決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬等は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において月額5,000,000円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするを決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、2022年6月29日第91回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対し、役員賞与として49,876,200円を支給すること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体

的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものと決議しております。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その概要は、次のとおりです。なお、決定方針の決定に際しては、あらかじめその内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬は、月額報酬（固定報酬）のみで、第85回定時株主総会で決議された報酬限度内において、監査等委員である取締役としての役割・責任に基づき設定し、具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によるものとしております。

決定方針の概要

① 報酬の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、月額報酬（固定報酬）、業績連動報酬（役員賞与）及び役員持株会積立での3つの要素から成り立っております。役員持株会積立では、月額報酬及び業績連動報酬（役員賞与）それぞれから役員の職位ごとに定める一定の額を役員持株会に拠出することを義務づけているものです。なお、役員持株会から交付を受けた当該当社株式について、その在任中、継続して保有することを義務づけております。

また、月額報酬と業績連動報酬（役員賞与）の割合について、相互の割合に重点を置いてはおりませんが、業績連動報酬（役員賞与）につき、下記③の方針をもって、連結業績に対する健全なインセンティブとして作用するよう、その額を決定しており、かかる結果として、相互の割合が適切に定まるよう配慮しております。

② 月額報酬に関する方針

当社の月額報酬は、2016年6月の第85回定時株主総会で決議された報酬限度内において、役員としての役割・責任に基づき役員の職位ごとに固定報酬を設定することとしております。

③ 業績連動報酬等に関する方針

当社は、経営基本姿勢に定める「成果配分の経営に徹する」に基づいて、本業での利益を重視し連結営業利益額に連動した業績連動報酬（役員賞与）を採用しております。業績連動報酬（役員賞与）の決定方法は、連結営業利益額をもとに算出した「成果配分利益」の28%を役員（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員賞与の総原資とし、社内規程に基づく計算により、月額報酬に連動した各人の業績連動報酬（役員賞与）を算出することとしております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、取締役会の諮問機関である独立社外取締役を過半数とする報酬諮問委員会での審議、取締役会への答申を経て、役員の職位ごとの月額報酬（役員持株会積立額を含む。）、株主総会に上程する役員賞与議案、及び役員賞与の個人別の額（役員持株会積立額を含む。）を取締役会で決議します。なお、取締役会の決議は、報酬諮問委員会の答申を尊重して行います。

4 社外役員に関する事項

(1) 監査等委員である取締役 平田 稔

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である公認会計士平田稔事務所、関東いすゞ自動車株式会社及び高崎信用金庫は、当社と特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当期開催の取締役会17回のすべてに、また監査等委員会17回のすべてに出席し、主に公認会計士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

具体的には、経理処理及び内部統制のあり方について積極的に意見を述べており、さらには会計監査人の評価項目の整備を行うなど、意思決定の妥当性・適正性の確保や企業の信頼性向上のための適切な役割を果たしております。

また、当期開催の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に委員長または委員として出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定過程や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

(2) 監査等委員である取締役 神田 安積

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック及びウイン・パートナーズ株式会社は、当社と特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当期開催の取締役会17回のすべてに、また監査等委員会17回のすべてに出席し、主に弁護士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

具体的には、コンプライアンス及び内部統制の視点での妥当性及び適正性やメディア対応を中心とした外部へのメッセージの発信方法について積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性の確保や企業の信頼性向上のための適切な役割を果たしております。

また、当期開催の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に委員長または委員として出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定過程や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

(3) 監査等委員である取締役 木内 昭二

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である津の守坂法律事務所は、当社と特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当期開催の取締役会17回のすべてに、また監査等委員会17回のすべてに出席し、主に弁護士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

具体的には、コンプライアンスのみならず衡平性の視点での妥当性及び適正性や行政との関係構築のあり方について積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性の確保や企業の信頼性向上のための適切な役割を果たしております。

また、当期開催の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に委員長または委員として出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定過程や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

各氏の各委員会における出席状況については以下のとおりとなります。

	指名諮問委員会	報酬諮問委員会
開催回数	5回	3回
平田 稔	1/1回	3/3回
神田 安積	5/5回	2/2回
木内 昭二	4/4回	1/1回

(注) 委員長または委員としての在任期間中の開催回数に対する出席回数となります。

4. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

3 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社の海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告します。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	63,688	流動負債	15,660
現金及び預金	27,615	買掛金	4,204
受取手形	350	短期借入金	1,850
電子記録債権	1,276	リース債務	247
売掛金	13,094	未払金	2,032
有価証券	6,203	未払法人税等	2,378
商品及び製品	11,070	未払消費税等	110
仕掛品	989	賞与引当金	2,622
原材料	1,806	役員賞与引当金	80
その他	1,287	製品保証引当金	154
貸倒引当金	△4	その他	1,979
固定資産	53,054	固定負債	12,176
有形固定資産	26,017	長期借入金	125
建物及び構築物	11,317	リース債務	426
機械装置及び運搬具	4,334	繰延税金負債	6
土地	7,191	再評価に係る繰延税金負債	474
リース資産	670	製品保証引当金	15
建設仮勘定	754	退職給付に係る負債	10,669
その他	1,749	資産除去債務	141
無形固定資産	454	その他	318
投資その他の資産	26,582	負債合計	27,836
投資有価証券	20,701	純資産の部	
長期貸付金	75	株主資本	85,992
繰延税金資産	4,721	資本金	12,367
その他	1,092	資本剰余金	10,517
貸倒引当金	△9	利益剰余金	63,521
資産合計	116,742	自己株式	△414
		その他の包括利益累計額	2,802
		その他の有価証券評価差額金	1,547
		土地再評価差額金	△339
		為替換算調整勘定	2,854
		退職給付に係る調整累計額	△1,260
		非支配株主持分	110
		純資産合計	88,906
		負債・純資産合計	116,742

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		84,316
売上原価		48,187
売上総利益		36,129
販売費及び一般管理費		26,203
営業利益		9,926
営業外収益		
受取利息	80	
受取配当金	174	
受取賃貸料	20	
為替差益	244	
その他	148	669
営業外費用		
支払利息	41	
その他	42	84
経常利益		10,510
特別利益		
固定資産売却益	33	
投資有価証券売却益	9	42
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産廃棄損	48	
投資有価証券評価損	18	
減損損失	185	253
税金等調整前当期純利益		10,300
法人税、住民税及び事業税	3,456	
法人税等調整額	△780	2,675
当期純利益		7,624
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		7,619

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	47,499	流動負債	16,184
現金及び預金	14,038	買掛金	4,618
受取手形	306	短期借入金	2,878
電子記録債権	1,075	リース債務	229
売掛金	15,184	未払金	1,671
有価証券	6,203	未払法人税等	1,915
商品	10	預り金	1,198
製品	7,979	預り保証金	826
仕掛品	782	賞与引当金	2,107
原材料	910	役員賞与引当金	80
前払費用	340	製品保証引当金	154
短期貸付金	250	その他	504
未収入金	219	固定負債	9,222
その他	201	長期借入金	125
貸倒引当金	△3	リース債務	378
固定資産	54,334	退職給付引当金	8,074
有形固定資産	18,832	製品保証引当金	15
建物	8,373	再評価に係る繰延税金負債	474
構築物	344	資産除去債務	121
機械及び装置	2,148	その他	32
車両運搬具	16	負債合計	25,406
工具、器具及び備品	562	純資産の部	
土地	6,319	株主資本	75,229
リース資産	603	資本金	12,367
建設仮勘定	464	資本剰余金	10,517
無形固定資産	355	資本準備金	10,517
投資その他の資産	35,146	利益剰余金	52,757
投資有価証券	20,596	利益準備金	3,091
関係会社株式	9,053	その他利益剰余金	49,665
長期貸付金	1,862	土地圧縮積立金	131
賃貸不動産	222	償却資産圧縮積立金	37
敷金及び保証金	68	別途積立金	33,770
繰延税金資産	2,944	繰越利益剰余金	15,726
その他	408	自己株式	△414
貸倒引当金	△9	評価・換算差額等	1,197
資産合計	101,833	その他有価証券評価差額金	1,537
		土地再評価差額金	△339
		純資産合計	76,426
		負債・純資産合計	101,833

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		75,063
売上原価		45,931
売上総利益		29,131
販売費及び一般管理費		20,752
営業利益		8,378
営業外収益		
受取利息	70	
受取配当金	263	
受取賃貸料	12	
為替差益	274	
その他	79	701
営業外費用		
支払利息	50	
その他	32	82
経常利益		8,997
特別利益		
固定資産売却益	31	
投資有価証券売却益	9	41
特別損失		
固定資産廃棄損	35	
減損損失	143	178
税引前当期純利益		8,859
法人税、住民税及び事業税	2,502	
法人税等調整額	△101	2,400
当期純利益		6,459

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

マックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 口 男 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筑 紫 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

マックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 口 男 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筑 紫 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見交換を行いました。子会社については、海外現地法人を含め必要に応じて業務及び財産の状況の調査を行ったほか、子会社の代表取締役等から業績、その他会社の状況・課題について説明を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④なお、三様監査の連携を図り監査の実効性及び効率性を高めるため、監査等委員、会計監査人、内部監査部門が出席する会合を開催し、監査状況について報告・協議を行い、監査環境の整備に努めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

マックス株式会社監査等委員会

常勤監査等委員 中村 智彦 ㊟

監査等委員 平田 稔 ㊟

監査等委員 神田 安積 ㊟

監査等委員 木内 昭二 ㊟

監査等委員平田稔、神田安積及び木内昭二は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。



MAX REPORT

2022年4月1日 ≫ 2023年3月31日

鉄筋結束ワイヤ専用「タイ第3工場」が竣工

この度、鉄筋結束機用結束ワイヤ専用工場として「タイ第3工場」を竣工し、2023年3月16日に竣工式を開催しました。

当社は、2013年に現在の場所でタイ工場の稼働を開始し、以来、オフィス機器、建築・建設用工具の生産を行ってきました。この度、鉄筋結束機の販売数量増加に伴う需要伸長に対応するため、結束ワイヤ専用「タイ第3工場」を増築しました。これにより、鉄筋結束機事業の一層の成長に向け、グローバルに安定的な供給を行う生産体制が整います。

当社の注力事業である鉄筋結束機事業は、2017年「ツインタイヤ」発売を契機として国内外で伸長が続いています。技能者の人手不足と高齢化が憂慮される現在、作業効率化と省人化に加え、就労者の疲労軽減に貢献する鉄筋結束機の需要は、今後もさらに増加することが予測されます。

当社は、これからもお客様の調達ニーズに迅速に対応する生産体制を確立し、鉄筋結束機事業のさらなる成長を目指します。



～生産能力を増強し、伸長する鉄筋結束機事業の需要に対応～

■タイ第3工場の特長

① 鉄筋結束機用結束ワイヤ専用工場

現在、鉄筋結束機用結束ワイヤは国内の工場とタイ第2工場で生産していますが、専用工場のタイ第3工場を増築することで、旺盛な需要に対応できる体制を整えます。

② 将来の需要拡大に対応した生産体制

今回の増築では、現在の生産量（国内+タイ第2工場）に対し+25%の供給能力となります。需要状況に応じて、今後、現在の生産量に対し最大+75%の能力アップを予定しています。

③ 環境に配慮したサステナブルな工場

タイの3工場すべてに太陽光発電設備（出力 約1,000kw）を設置し、工場で使用する年間消費電力の約15%を発電します。また、LED照明を採用し、省エネルギーに努めています。

「タイ第3工場」概要

名称	MAX (THAILAND) CO., LTD. 第3工場
所在地	タイ・チョンブリ県WHAイースタン・シーボード工業団地内
建物面積	約4,800m ²
構造	平屋 鉄骨造
累計投資額	約17億円
稼働開始	2023年3月
生産品目	充電式鉄筋結束機「ツインタイヤ」シリーズ用 結束ワイヤの生産



マックスのサステナビリティ



サステナビリティ経営の推進

人権の尊重

当社は、人権の尊重をすべての企業に求められるグローバルな行動基準と捉え、「マックスグループ人権方針」を定めています。

創業以来の基本精神である「人間尊重」に基づき、人権を尊重した事業活動を行ってまいりましたが、この人権方針に基づき、これまで以上に人権尊重への取り組みを進め、社会から信頼される企業を目指します。



「マックスグループ人権方針」はこちら

責任ある供給の確保

当社は、原材料や部品などのお取引先を重要なパートナーであると考え、オープンで公正・公平な取引を通じた信頼関係の構築に努め、サプライチェーン全体での責任ある供給の確保を推進しています。

具体的には、「マックスグループ取引先様サステナビリティガイドライン」を策定し、お取引先への周知・浸透を図ることで、お取引先様の仕入先などを含む調達にかかわるサプライチェーン全体での人権尊重、環境保全、法令遵守などの徹底をお願いしています。

当社は、このような責任ある供給の確保の取り組みを通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。



「マックスグループ取引先様サステナビリティガイドライン」はこちら

環境に配慮した紙素材を使用

誘引結束機テープナー用消耗品「紙テープ」

当社は、誘引結束機テープナーの専用消耗品として、環境に配慮した「紙テープ」を発売しました。



これまで使用後のテープは焼却処分されていましたが、焼却が規制される地域も増えています。その場合は、地面に埋める、もしくは拾い集めることとなりますが、生産者の埋めることへの抵抗感の高まりや、拾い集める際の手間が課題となっていました。

本製品は、紙素材を使用し、土に埋めると約3カ月で分解するため、環境負荷を低減しつつ、これらの課題を解決することが可能です。

当社では、今後もこのような環境配慮型製品の開発に積極的に取り組んでいきます。



第13回 Award Result

マックス「心のホッチキス・ストーリー」

募集期間 2022年8月1日（月）～ 2022年9月30日（金）

マックス「心のホッチキス・ストーリー」とは

当社は、「あなたが今、心にホッチキスしたいこと」をテーマに「今の幸せ」「家族の絆」「友だちとの思い出」などいつまでも心にとどめておきたい思いや出来事を毎年募集しています。

2010年よりスタートしたこの企画。累計応募総数は117,073件となりました。

また、今回から文部科学省後援事業にも認定されました。



第13回 マックス・心のホッチキス大賞

ひまち さん（大阪府 / 14歳）

「今年な、花火大会あるんやって！」コロナ禍でのその言葉は、私を二ヶ月前から奮い立たせるほどの効き目があった。「浴衣着たいから買ってよ。」と母に早速お願いした。「浴衣やったら私のがあるで、それ着ていきなさい。ひいおばあちゃんも、おばあちゃんも着たんやで。」買うと思う浴衣まで決めていた私にとって、古くて好みの柄でもない浴衣は受け入れられず、母と私は浴衣買うかめぐって冷戦状態に陥った。

夏休みの帰省中、祖母が私に「これ絶対似合うわ。持って帰りね。」と母が中学生の頃着ていたという服を渡してきた。浴衣のことでなぜ母がおれないのか気になっていた私は、「おばあちゃんもそうやけど、なんでそんなにおさがり渡してくるん。古いのじゃなくて新しいのがいいんやけど。」と言ってみた。祖母はこんな話をしてくれた。「おさがりってな、ええもんやねんで。長くもってるってことやから。可愛いもんも、新しいもんもええもんやけど、一番長持ちするのがいつちばんええもんやと思うねん。大事にされてきたし、大切な想いがこめられてる証拠やから

ねえ、そういう想いも一緒に受け継いでいくのがおさがりやから、着てほしい人に渡すんやで。」私はいてもたってもいられなくなって急いで母に電話した。「浴衣、お母さんのにするから！」「いきなりなんなん…？」驚いていたけど、私の気持ちが伝わったようで嬉しそうだった。

花火大会当日、着付けをしてくれた母に向かって「ありがとう！行ってきます！」と言って家を出た。今日私はお母さんや、

おばあちゃんや、ひいおばあちゃんの大切な想いを着て花火大会に行くんだと言葉にならない誇らしさで胸が高鳴った。

おさがりって一番気持ちの込められたプレゼントかもしれない。四世代目に渡った浴衣のリレーはきっとこれからも続いていく。



詳しくは
「心のホッチキス」で
検索

心のホッチキス



MAX NEWS

充電式袋とじ機「モバイルパックナー」

電源コンセント不要の充電式
持ち運びやすく、狭いスペースでも
作業が可能



商品の特長

袋とじ機として当社初の充電式モデルで、電源コンセントのない場所でも作業ができるようになりました。本体は軽量かつコンパクトで、持ち運びやすく、狭いスペースでの作業も快適に行うことができます。

1充電で約5,000回の連続作業が可能、袋やネットを軽くひねりながら差し込むだけで結束できるため、疲れにくく、習熟度にかかわらず、簡単に均一な袋とじ作業ができます。

会社創立80周年記念イベントを開催

●「ホッチキス デザイン総選挙」

ロングセラーホッチキス「サクリフラット」に採用してほしいデザインテーマを選んで投票していただき、第1位となったデザインテーマ「レトロ喫茶」のホッチキスを数量限定で発売しました。

●「あなたが選ぶ 推しホッチキス Festival」

ハンディホッチキス18シリーズから、一推しのシリーズを選んでいただき、一番人気のホッチキスシリーズを決定する企画です。第1位は「シリコンカバーホッチキス りくちのいきもの」でした。



推しホッチキス Festival

結果発表



利益配分に関する基本方針と配当について

■ 利益配分に関する基本方針及び当期の配当

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置付け、利益配分に関する基本方針を「事業活動による利益を持続的な成長により拡大し、長期安定的に利益配分を行うこと」としています。

当社の配当政策は、「連結決算を基準に、純資産配当率3.5%を下限として配当性向50%を目指す」と定めています。

当期の配当につきましては、前期から14円増配の「1株当たり年間配当金78円」を予定しています。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会・期末配当金 毎年3月31日 その他必要のある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告いたします。
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 (土・日・休日を除く))
インターネット ホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
単元株式数	100株
公告の方法	当社ホームページに掲載いたします。 https://www.max-ltd.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由により、当社ホームページに掲載できない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
上場証券取引所	東京

株主総会会場ご案内図



東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
当社本店 8階会議室

2023年 6月28日 (水曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)

お問い合わせ先 03-3669-0312



- 地下鉄 (日比谷線、東西線) 茅場町駅下車**4b出口** 徒歩約5分
- 地下鉄 (半蔵門線) 水天宮前駅下車**2出口** 徒歩約5分



駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



この印刷物は、植物油のインキを使って印刷しております。